

入 札 説 明 書

宮崎県が行う宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場トロピカルガーデンウッドデッキ他復旧修繕の入札公告に基づく条件付一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。

なお、当該仕様等について疑義がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和7年7月28日

2 競争入札に付する事項

- (1) 修繕件名 宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場
トロピカルガーデンウッドデッキ他復旧修繕
- (2) 修繕内容 令和6年8月8日に発生した日向灘地震によって損壊した以下の箇所における利用者の安全性を確保するための復旧修繕
 - ① トロピカルガーデンウッドデッキ（床板及び根太の損壊）
 - ② トロピカルバレー木製階段他（床板及び根太の損壊・不陸）
 - ③ 道の駐車車場～オーシャンデッキ間遊歩道手すり（組み木部分の損壊）
 - ④ 道の駐車車場～オーシャンデッキ間遊歩道手すり（基礎部分の傾き）
 - ⑤ エントランスガーデン展望デッキ（床板及び根太の損壊）
 - ⑥ 展望広場ウッドデッキ（床板及び根太の損壊）
 - ⑦ 駐車場トイレ外部パーゴラ（梁の継手部分等の損壊）
- (3) 完成期限 令和7年12月26日（金）まで
- (4) 履行場所 宮崎県日南市南郷町贅波3236-3 外

3 契約内容の仕様及び数量等
仕様書のとおりとする。

4 契約に係る特約事項

- (1) 宮崎県財務規則第109条に基づき、本件契約の相手方が本件契約に違反した場合は、本契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第7条に基づく令和6、7年度の建築一式工事に係る入札参加資格の認定を受けている者であること。

- ③ 本業務の入札公告日から契約が確定するまでのいずれの日においても入札参加資格停止となっていない者であること。
- ④ 宮崎県内に本店又は支店若しくは営業所等を有する者であること。
- ⑤ 本業務を確実に履行できる者であること。
- (2) この競争入札に参加しようとする者は、次のとおり入札参加資格確認申請書(別記様式1)を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
なお、期限までに申請書を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。
- ① 提出期限 令和7年8月7日(木) 午後5時必着
(午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。)
- ② 提出場所 〒880-0212
宮崎県宮崎市佐土原町下那珂5805
宮崎県総合農業試験場管理課
- ③ 提出方法 持参又は郵送によること。ただし、郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限り、令和7年8月7日(木)必着とする。
- ④ 確認結果 令和7年8月13日(水)までに書面により通知する。

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 〒880-0212
宮崎県宮崎市佐土原町下那珂5805
宮崎県総合農業試験場管理課
- (2) 期間 令和7年7月28日(月)から令和7年8月22日(金)まで
(午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。)

7 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場 所 6の(1)に同じ。
- (2) 期 間 6の(2)に同じ。
- (3) その他 入札説明会は実施しない。

8 現地確認

入札に際して現地確認を希望する者は、以下の施設管理者に事前連絡し、日程を調整の上、来場者に配慮して実施すること。

- (1) 住 所 〒889-3211
宮崎県日南市南郷町鰐波3236-3
- (2) 名 称 宮崎県総合農業試験場亜熱帯作物支場
- (3) 連絡先 0987-64-0012
- (4) 期 間 令和7年7月29日(火)から令和7年8月13日(水)まで
(午前9時から午後5時まで。閉庁日を除く。)

9 入札に関する質問

- (1) 質問 本件入札に関し質問がある場合には、次により提出するものとする。
 - ① 提出期限 令和7年8月18日(月) 午後5時まで
 - ② 提出方法 質問書(別記様式2)を電子メールにて提出すること。
 - ③ 提出先 宮崎県総合農業試験場管理課
E-mail:sogonogyoshikenjo@pref.miyazaki.lg.jp

- ④ そ の 他 8月20日(水)正午までに回答がない場合は、同日午後3時まで
に必ず電話にて確認すること。
- (2) 回答 質問に対する回答は次のとおり行う。
 - ① 回答方法 個別に電子メールで書面により回答するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、全員に対して電子メールで通知する。
 - ② そ の 他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

10 入札

- (1) 入札書(別記様式3)の提出方法は、持参又は郵送によること。ただし、郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限り、令和7年8月21日(木)必着とする。
- (2) 入札書の提出場所は、6の(1)に同じとする。
- (3) 入札書に記載する日付は、提出日若しくは発送日とすること。
また、入札書に記載する金額は、別添仕様書に記載した一切の諸経費を含めた額とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 代理人が入札を行う場合は、委任状(別記様式4)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して押印すること。
- (5) 入札書は封筒に入れて密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載すること。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正することができない。
- (7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

11 開札

- (1) 開札場所 宮崎県宮崎市佐土原町下那珂5805
宮崎県総合農業試験場 管理棟3階 第1会議室
- (2) 開札日時 令和7年8月22日(金) 午前10時
- (3) そ の 他 開札には、入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。
この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に係りのない職員を立ち会わせてこれを行う。

12 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、再度入札に参加できないものとする。

- (2) 再度入札の回数は、1 回を限度とする。
- (3) 再度の入札の様式は、初度の入札で使用了なものと同じものをを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記入すること。
- (4) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記入した入札書を提出しなければならない。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の①又は②のいずれかに該当すると認められるときは、入札保証金の納付が免除されるものとする。

- ① 宮崎県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。
- ② 入札に参加しようとする者が、契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、宮崎県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の 100 分の 10 以上）を締結したときは、契約保証金の納付が免除されるものとする。

なお、本件においては、宮崎県財務規則第 101 条第 2 項第 3 号に基づく契約保証金の免除は行わないこととする。

14 入札の効力

次の(1)から(3)のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

- (1) 宮崎県財務規則 125 条に規定する入札
- (2) 虚偽の入札参加資格確認の申請を行った者のした入札
- (3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている者等、入札時点において入札参加資格のない者のした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の範囲内において最も低廉な価格で入札を行なった者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときには、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

この競争入札の落札者は、落札決定の日から起算して 7 日以内に契約を結ばなければならない。

また、契約保証金の免除を受ける場合は、上記 12 の(2)が確認できる書類を落札決定の日から起算して 7 日以内に提出すること。